

## 西国国衙における在庁官人制の解体

—安芸国衙関係史料の再検討—

小原嘉記

**〔要約〕** 本稿では、幕府勢力が最も円滑に国衙機構に入り込み、守護による在庁機構の統率・掌握に成功したとされる安芸国の史料を読み直していくことを通じて、中世国衙とそれを支える在庁官人制の問題について考察した。まず守護と在庁機構の関係について、石井進氏によって示された公廨田割替論と守護による在庁兄弟部職兼帯の内実について再検討を行った。その結果、公廨田割替は守護による国衙在庁機構の統制手段とはみなし得ないこと、在庁兄弟部職は国衙から遊離することで本来の役割は形骸化し、国衙と在庁兄弟部宗孝親の対立もままみられることを示した。守護が在庁兄弟部職を梶子に制度的に国衙在庁機構を支配し、その機能を吸収していったという図式は、史料からは導けないのである。続いて在庁機構の主たる物的基盤になっていた国衙領について、その変容を跡付けた。一三世紀中頃には国衙「郷々公文」という機構的な形での国衙領支配体制が確認できたが、一三世紀後半には武家勢力のために国衙領は動揺していき、一四世紀には「国衙一円進止之地」へと縮小・再編された。ただしそれはもはや在庁機構を体制的に支える性質は具備していなかった。在庁官人制はその基盤の動揺によって一三世紀後半に解体への流れが決定的となり、それに支えられた国衙機能も大きく後退することになったのである。地方行政機構としての国衙の性質はかくしてその実質を失っていった。鎌倉後期における〈幕府による国衙機能の吸収〉という問題を考えるにあたっては、幕府の積極性を過度に評価する前に、こうした国衙の行政執行能力の喪失という状況が背景にあったことに留意する必要があると考える。

史林 八九巻二号 二〇〇六年三月

## はじめに

本稿の課題は、鎌倉期を中心に、国衙機構を支える在庁官人制の問題を考へることを通じて、中世国衙の歴史の変容を明らかにすることにある。

その眼目とするところは次の点にある。石井進氏は『日本中世国家史の研究』（一九七〇年刊）<sup>①</sup>において、鎌倉幕府の全支配は国衙在庁機構を前提に展開し、鎌倉後期に幕府がその機能を吸収していったことを論じた。この石井説は現在でも通説的位置にあるが、しかし国衙のことに限っていうと、その権能を所与のものとして固定的に捉えてしまっている点には問題があるように思う。在庁官人制や国衙の行政能力に関する変化の側面に注意が払われないうまま、幕府によるその吸収といった図式のみが強調されたのでは議論として不十分ではなからうか。〈幕府による国衙機能の吸収〉という問題を考へるためにも、国衙機構を支える在庁官人制を歴史的に跡付けていく必要があると考へる。

そこで本稿では西国国衙の中で石井氏が特に注目した安芸国を素材に考へ察を行う。④ 同国は守護が在庁兄弟部職を帯して国衙機構に入り込み、幕府による国衙在庁機構の掌握が最も円滑に進んだ事例として知られており、⑤ 在庁官人制や国衙・守護の関係を検討していく上で好個の素材だからである。ただそうはいっても国衙関係史料が少ないことには変わりなく、通時的・包括的な史料分析を行うことは極めて困難である。よって本稿では以下の二点に論点を絞って中世国衙と在庁官人制の問題を考へることにしたい。

第一点は守護と在庁機構の關係の再検討である。通説では安芸国守護は在庁兄弟部職の兼帯によって在庁機構を支配・統率し、それを通じて国衙の行政機能を吸収していったと理解されている。特に石井氏は守護による国衙在庁機構の掌握形態として次のような具体的指摘を行っている。すなわち氏は有力在庁の末裔田所家に伝わる鎌倉中期頃作成の国衙領注進状<sup>⑥</sup>を用い、公麻田等の給主に付された「今者〇〇」という書き込みから、在庁等の公麻田は彼等の純然たる私領ではなく

割替の対象であったとし、「在庁機構の支配者、守護兼在庁兄部」は「公廨田の割りかえと配分を通じてもまた国衙機構の完全な支配者たりえたに違いなく」、「ここに幕府による国衙支配体制の一応の完成を見」ることができると評価したのである。守護と在庁機構の関係は給免田を介して明確に位置付けられることになった。

しかしこの公廨田割替論にはなお慎重に吟味すべき点があるように思う。特に石井氏の理解が国衙領注進状の史料性格への配慮を欠いている点は問題である。注進状の記載を正しく理解するには、これが如何なる性格の文書でどういう契機で作られたのかを踏まえなければならない。しかし石井氏を含めて、以後の研究でもその点を追究したものは皆無である。国衙領注進状に対する理解が不十分である以上は、そこから導かれた守護と在庁機構に関する議論にも俄かに従うことはできず、この問題は基本史料の検討という最も初歩的なところにも立ち戻って再考していかなければならないのである。公廨田割替論を再検討するとともに、守護Ⅱ在庁兄部の内実についても改めて問い直すことで、守護と在庁機構の関係についての通説的な理解を検証していくことにしたい。

第二点は国衙領の変容についての検討である。国衙領は在庁機構の主たる物的基盤になっていたと思われる。かかる理解に立った上で、国衙領支配の时期的な特徴や、国衙領と在庁官人の関係をみていき、在庁官人制とそれに支えられた国衙機能の問題を展望することを試みたい。特に国衙領の変容については、南北朝期の国衙領の一形態として「国衙一円進止之地」の存在が指摘されている。<sup>⑦</sup>安芸国に即してその性質を捉えていき、鎌倉期以降国衙領が如何なるベクトルを有して変容していったのかを捕捉したい。

① 『石井進著作集 第一巻』（岩波書店、二〇〇四年）。

② この点、国衙の権能を洗い出した白川哲郎「鎌倉時代の国衙と王朝国家」（『ヒストリア』一四九号、一九九五年）や、国衙興行政策に注目した稲葉伸道「鎌倉後期の『国衙興行』・『国衙勘落』（『名古屋大文学部研究論集』史学三七、一九九一年）も同様の問題を内包して

いるように思う。なお上島亨「鎌倉期の国衙研究をめぐって」（中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年）の整理も参照。

③ 近年の受領制・知行国制の研究により、平安末・鎌倉期の国衙・国衙領の理解も一新された。ただそれらは在庁官人論を射程に収めてお

らず、また石井氏の研究と接点が少ないことも事実であり、中世国衛の変容過程はなお不鮮明である。さしあたり近年の研究を代表する成果として、高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』（瑞書房、二〇〇四年）、佐藤泰弘『荘園制と都鄙交通』（『日本史講座』中世の形成）東京大学出版会、二〇〇四年）を挙げておく。

④ 安芸国衛に関する石井氏の理解は、前掲書第六章第一節・第二節、「平氏・鎌倉兩政権下の安芸国衛」（石井進著作集 第三卷）二〇〇四年。初出は一九六一年）による。

⑤ 平安末・鎌倉期の安芸国の動向については、角重始「安芸国における荘園公領制の形成」（『日本史研究』二七五号、一九八五年）、『広島県史 通史Ⅰ』原始・古代（一九八〇年）、『広島県史 通史Ⅱ』中世（一九八四年）などを参照。

⑥ 年欠三月日安芸国国衛領注進状（田所家文書、「鎌倉遺文」一六八六三号。以下、平安・鎌倉・南北朝（中国四国編）の各遺文は「平」「鎌」「南」と略記する。なお「安芸府中町史 資料編」（一九七七

年）にはカラー版を含む本文書の写真が掲載されており、本稿も適宜これを参照した。注進状の配列については錦織勲「安芸国国衛領注進状」前半部の復元についての一試論（『芸備地方史研究』一一〇・一一一―一〇、一九七七年）に従う。

⑦ 上村喜久子「國人層の存在形態」（『史学雑誌』第七四編七号、一九六五年）、田沼睦「国衛領の領有形態と守護領国」（『日本史研究』八〇号、一九六五年）。これは一四世紀の尾張国の事例から抽出されたもので、それをそのまま他国に当てはめることはできないが、その要素を当該期の国衛領一般に認めることは可能だと考える。なお菅田慶信「大田文と国衛領の所領構成」（『中世奥羽の民衆と宗教』吉川弘文館、二〇〇〇年）は、鎌倉期の国衛領は膨大な給免田、とりわけ地方寺社免田で占められることを指摘し、それは在庁・供僧・神官等の在庁機構の体制的基盤となり、後の「国衛一円進止之地」に連なっていくと説く（以下、氏の見解はこれによる）。本稿では菅田氏の理解を批判的に継承したい。

## 一 国衛領注進状の成立と性格——公藤田割替論の検討①——

本章では国衛領注進状の作成時期・契機の検討を通じて、その史料性格を明確にしていきたい。石井氏は作成時期について、井原村の「為一宮御領之間、於今度者除上覧文書了」という注記と、同村の一円殿島社領化を認めた寛元元年（一二四三）国司序宣<sup>①</sup>の存在から、同年を下ることそう遠くない時期と推定した。しかし氏の考証はいたって簡略な上、文書自体の分析が十分でない。例えばこの文書には所々に訂正や加筆がみえ、注進月日も二月日から三月日に改められるなど、かなり複雑な状況を呈している。文書の成立や性格を考える場合、当然そうしたことも考慮しなければならない。そこでまずは文書の観察から始めよう。国衛領注進状は所領単位（郡・郷・村）毎に除田（寺社免田・人給田等）と応輸田

（別結解・別符・郡郷分）を目録様に書き上げており、給免田の多くには給主、応輪田には斗代が明記されている。そして記載のいちいちに朱合点がある。一例として佐西郡応輪田の別結解・別符の部分を示そう。

別結解	八丁二反 <sup>五</sup>	〔九丁五反六十ト〕
利松	二丁。小	官米五斗代
松丸	八反三百ト	六斗二升七合代
福永	七反小	同
福久	一反半	同
行永	一丁九反	同
宮守	□	同
則末	六反	同
千同	三反二百ト	同
倉重	一丁二反半	官米三斗代
別符	一丁六反	〔二丁二反半〕
万力	四反半	〔例代〕
久武	八反	〔六斗二升七合代〕
力善	一反	同
三郎	□	同
米住	一反	同
弥吉	半	同

表1 佐西郡の応輸田編成

	a	b	c
《別結解》	161.120	82.000	95.060
利松	26.280 [官5]	20.120 [官5]	23.120 [官5]
松丸	7.240 [6代]	8.300 [6代]	16.000 [6代]
福永	13.340 [6代]	7.120 [6代]	9.120 [6代]
福久	4.100 [6代]	×	1.180 [6代]
行永	36.120 [6代]	19.000 [6代]	21.120 [6代]
宮守	48.000 [6代]	4.160 [6代]	7.040 [6代]
則末	4.120 [6代]	6.000 [6代]	9.000 [6代]
千同	7.120 [6代]	3.200 [6代]	3.200 [6代]
倉重	12.240 [官3]	12.180 [官3]	4.000 [官3]
《別符》	6.300	16.000	12.180
万力	1.080 [例代]	4.180 [例代]	3.180 [6代]
久武	4.220 [例代]	8.000 [例代]	6.000 [6代]
力善	×	1.000 [例代]	×
三郎□	×	1.000 [例代]	2.000 [6代]
米住	×	1.000 [例代]	×
弥吉	×	0.180 [例代]	1.000 [6代]
《那分》	8.060.	15.180.	16.180.
乃米四斗代	3.000.	4.000.	4.000.
乃米三斗代	×	11.180.	12.180.
例代	5.060.	×	×

\* 数字は田数(反・歩)を示す(推算値を含む)。

\* [ ] は斗代(官5=官米5斗代、官3=官米3斗代、6代=6斗2升7合代)を示す。

一般に土地台帳への合点は読合や校合の場それが適正と確認・承認されて付けられる。この文書はそうした朱合点を有するのである。これを踏まえて前掲史料をみると次のことに気付く。一つは別結解の福永・行永の間に挿入された福久には朱合点がないこと、もう一つは別符の力善・米住は抹消されながらも朱合点が見えることである。これを素直に解釈すると、前者は朱合点による確認作業以後の加筆で、後者は朱合点で承認された記載が後になって無効に処されたということになる。もう少し一般化してみると、国衙領注進状は朱合点により目録として固まっていたが、加筆・訂正によってそれが破られたというように理解できる。つまり注進状へ

の加筆は現目録の破棄し新目録への更新——この文書自体は新注進状作成の土代となつた——を意味するのである。とりあえず本稿では一旦目録として固まり、文書として完成していた朱合点段階のものを原注進状と呼ぶことにする。

では原注進状の作成時期を絞り込んでいこう。上限は、寛喜四年(一二三三)三月に始められた將軍家御祈禱節会の免田である「一御社御戸開免」がみえることから、この年となるが、他にも手掛かりはある。それが嘉禎四年(一二三八)七月日佐西郡三カ年官物進未注文<sup>⑥</sup>である。ここから嘉禎元一三年の佐西郡の応輸田編成を知ることができる。因みに安芸

国は文暦二年(＝嘉禎元年)三月に厳島社家に国務が付されたが、農作期に入った三月以降に厳島社が独自の応輪田編成を作り上げたとは考え難いので、進未注文の編成は嘉禎以前のものをそのまま継承していると考えられる。

表1はa進未注文とb原注進状、c加筆後の注進状を比較したものである。名の編成・規模がそれぞれ異なることが看取できる。問題はaとb・cの前後関係であるが、bの上限の寛喜四年は文暦二年を遡ること僅か三年で、しかもaの編成は文暦二年以前のもので思われるので、三年ほどの間にb↓c↓aと変遷したとは想定しづらい。また別符・郡分の斗代をみると、aは例代が主、bは例代と能米の二本立てであったが(ただし郡分で例代が消える)、cでは例代が無くなる。仮にb↓c↓aだとすると斗代の推移は例代あり↓例代なし↓例代ありという奇妙な形になる。ここはやはりa↓b↓cで捉えるのが穏当であろう。すなわち原注進状の作成はaの嘉禎以後と考えられる。

それでは下限はいつ頃になるうか。ここで三田郷と井原村の記載をみてみよう。

① 三田郷九町 被庄号之間、除今度文書了、

② 井原村十六町三反大 為一宮御領之間、於今度者除上覧文書了、

①②には朱合点とともに長い斜線状の黒合点がみえる。この長い黒合点は注進状の他の類例に照らすと、その記載を無効にすることを指示しないし確認した符号と理解できる。すなわち原注進状段階で朱合点で固められた三田郷・井原村は、後に黒合点で無効に処されたといえるのである。よってこれと連動する「庄号を被るの間……」や「一宮御領たるの間……」という注記は原注進状の記載ではあり得ず、後筆と判断できる。石井氏とは逆に②は原注進状が寛元元年一月以前に作成されたことの証左とすることができる。

原注進状の作成が嘉禎四年(寛元元年の間)となると、最も可能性が高いのは仁治三年(一二四二)である。仁治二年七月に厳島社は内宮の遷宮を遂げて国務を上表し、翌三年に安芸国は東寺修造料所に寄せられるからである。厳島社知行下と異なる新規の国衛編成が行われる契機はこれをおいて他にはない。井原村の一円社領化は寛元元年(仁治四年)一

一月に認められるので、一二月付の原注進状はそれよりも前のものということになり、かつ巖島社知行下でないとする、仁治三年一二月が最も妥当と結論できる。

そうすると国衙領注進状の性格はもはや明らかであろう。⑩に「於今度者除上覽文書了」とあるように、これは新国主への上覽文書なのである。では何故そうした文書が田所家に伝来するのか。恐らくそれは莊園の檢注帳が莊園領主・在地の双方で保管されたように、<sup>⑪</sup>国衙領注進状も国主進覧分と国衙保管分の二セットが作られたからだろう。<sup>⑫</sup>⑬の注記には「今度」は上覽文書から除いたとあるが、これは先度に注進があったことを意味する。それはこの二カ所を国衙領として載せた原注進状の進覧に違いない。

ここで今一度注進月をみると、「今度」の注進月である三月は最も早く、寛元二年三月となり、仁治三年一二月の原注進状との間にはどんなに短くても一年以上の開きがあったことになる。この点で原注進状の作成作業とそれへの加筆・訂正作業を一連のものとするのには無理があると思うが、実際に佐西郡の応輪田では名・田数の改変が著しく、別符では二つの名が消えている。朱合点で固められたものが俄に否定されたとは考えづらい。かかる点からすると、「今度」の新注進状の進覧——その準備作業としての原注進状への加筆・訂正——は、仁治三年から数年ほど後であったとみるのが妥当ではないかと考える。<sup>⑭</sup>

ともかくも、以上の考証により国衙領注進状の性格はかなり明確になった。すなわちこの文書は新国主に進覧すべく仁治三年に作成されたもので、後年には新注進状を準備するための土代としても機能していたのである。

もう一点、文書の觀察から得られた知見を補足しておく。それは第一・二紙についてである。従来この二紙は国衙領注進状の一部として怪しまれることはなかった。しかし子細にみていくと、界線・継目裏花押・記載スタイル等で第三紙以降の国衙領注進状の基本様式とは大きく異なる点<sup>⑮</sup>が検出されるのである。よってこれを第三紙以降と一連のものとするのには無理があり、別物とみた方がよいように思う。<sup>⑯</sup>



ではこの二紙は何か。結論からいうと、これは仁治三年以前の旧国衙領注進状とでも呼ぶべき文書であったと考える。例えば両紙に「今者〇〇」として書き加えられた良賢・覚源は原注進状の給主としてもみえる。両紙に対する訂正で新たに書き加えられた人物が、原注進状の給主層として継続しているのである。<sup>14</sup>かかる点からして、両紙は原注進状よりも一段古いものであったと判断できる。これを旧国衙領注進状と考える所以である。

如上の事実により国衙領注進状の属性はさらに明確にできると思う。田所家には新旧二つの注進状が伝来していた。それはつまり田所氏が旧版のものを含めて国衙領注進状類を一手に保管していたことを示唆する。先に現存の注進状は国衙保管分であったと指摘したが、具体的にはそれは注進状が田所氏の管理下にあったことを意味するのである。しかもそれは単なる保管というよりも、後年の新注進状の作成に備えて変更点を随時に記入し改訂していた節がある。<sup>15</sup>すなわち田所氏は文書の作成・管理・補訂を担う主体であり、国衙領注進状と密接不可分の関係をもっていたといえるのである。

以上の考証を踏まえて、本章の最後に公麻田割替論を国衙領注進状に関わる範囲でみておこう。石井氏は注進状から鎌倉中期における公麻田割替制度の残存を読み取り、その執行者は在庁機構の支配者である在庁兄部に違いないとした。かかる理解の背景に、この注進状が国衙文書として在国で完結的に機能した（故に田地を管掌する在庁の家に伝来した）という認識があったことは間違いないと思う。しかしこの文書の性格は国主への進覧という点にこそあった。多量の給免田・給主が注進状に載るのは、国主が給免権を有するからであり、在庁等にとつて注進状の進覧は、新国主から安堵をうける行為に他ならなかった。この文書を通じて給免田を掌握していたのは、究極的には給免権者たる国主なのであり、在庁兄部が給免田制度を押さえていたとする理解を導くことはできない。

あるいは如上のことは形式論であり、国衙レベルでの給免田編成の主導者は在庁兄部であったという反論もあるかもしれない。しかしそれはもはや史料の徴証を伴わない憶測でしかない。それよりもむしろ田所氏が国衙領注進状と密接な関係にあったことを想起したい。同氏が単なる注進状の保管者に止まらない点は先述したが、正応二年（二二八九）の奥書

をもつ沙弥(田所遠兼)置文<sup>⑧</sup>には、田所氏の得分として「諸人申立免田畠之□□勘料事」や「一宮御読経衆・不常住供僧等、御初任之時弁勘料其内切止壹町分事」とみえる。「御初任の時に弁ふる勘料」とあるように、勘料は国主に進められるもので、それは給免行為とも密接に関係した。田所氏はそこに得分を生じさせる(勘料の一部の得分化を許される)ほどまでに、その実務に深く関与していたといえるのである。

もちろん田所氏に国領の編成権・給免権はないが、同氏が国領の案内者として国主・目代<sup>⑨</sup>のもとでその実務を主導したであろうことは、得分の問題からしても疑いなかろう。それは国領注進状を作成・管理・補訂する同氏のあり方にも適合しており、そこに取って在庁兄部の介在を考へる必要はない。在庁兄部だから給免田を差配したという理解は、結局は史料から導けず、それほど蓋然性の高い解釈ともいえないのである。

石井氏は国領注進状から守護による国領機構支配の具体像を示した。しかし注進状の検討からはむしろ国主と給免田の関係性が浮上し、その管理体制では田所氏の役割が明確になった。幕府による西国国領支配の完成した姿として石井氏が評したあり方(公解田割替論)は、注進状に関する限りでは史料的な裏付けを喪失したといえよう。

① 寛元元年一月日安芸国司庁宣案(新出厳島文書、『録』六二五五号)。

② 石井氏以前に、松岡久人「鎌倉時代の国領」(広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』柳原書店、一九五〇年)がこの文書に安貞・文応年間(一一二七―六〇)という年代を与えている。なお石井氏は文暦二年六月一〇日某書下案(厳島野坂文書、『録』四七六五号)の「国領」の田数をもとに、国領注進状の欠失は全体の四分の一以下であるとしたが、直ちにこれに従うことはできない。というのは、井原村・古河村(半不輪の厳島社領)などは某書下案では「社領」に入っていたはずだからである。私見では文書の欠失は半分―三分の一近くに及ぶ可能性が高い。その根拠は、当該期の応輪田収入が

能米で千石程度であったこと(後述)、現存分の国領注進状の官物数を大まかに算定すると能米五〇〇石±α(厳密な計算は不可能なので誤差は一〇〇石程度をみておく)になることである。計算にあたっては勝山清次「国領における官物体系の変化をめぐって」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年。初出は一九八五年)を参照した。

③ 別解説・別符が厳島社家衆・在庁等の所領であることは、田村裕「厳島社領荘園の形成と倉敷について」(松岡久人編『内海地域社会の史的研究』マツノ書店、一九七八年)参照。

④ 富澤清人「中世檢注の特質」(『中世荘園と檢注』吉川弘文館、一九九六年。初出は一九八二年)。

- ⑤ 寛喜四年三月一日伊都岐嶋社御戸開節会式目注進状案(新出岐島文書、『録』補一〇五七号)。
- ⑥ 新出岐島文書(『録』五二八九号)。
- ⑦ 文暦二年三月二〇日撰政九条教実家御教書案(新出岐島文書、『録』四七四一号)。
- ⑧ bで福久が消えるのが不自然かもしれないが、福久・福永両名は関係が深かったようなので(嘉禎四年卯月一七日岐島社廻廊員数注進状案、新出岐島文書、『録』五三三二号)、事情は不詳ながらも、いったん福永名に統合されていた可能性が考えられる。
- ⑨ 例えば杣村にある王丸の公藤田一町は「入戸輪」として顛倒されているが、そこにも同様の長い黒合点のみえている。他にも杣村・佐々井村で同様の事例がみられる。
- ⑩ 前掲注①文書。『平戸記』仁治三年三月七日・四月九日条。
- ⑪ 仁治二年四月日伊都岐嶋社神官等申状案(岐島野坂文書、『録』五八二二号)にみえる井原村・古河村の田数・官物数は国衛領注進状とは合致しない。よって国衛領注進状の数値は岐島社知行下のものとは異なると判断できる。
- ⑫ 前掲富澤論文。
- ⑬ 「今度」が具体的にいつであったかは確証に欠くが、敢えて述べると、二つの可能性があると思う。一つは四年(あるいは八年)毎の検注を契機にしたものである。もう一つは仁和寺菩提院行遍との関わりである。安芸国の国務を握っていたのは行遍であったが(仁治三年)三月三日行遍添状、東寺百合文書や函、『録』六〇〇九号)、彼は宝治二年(一二四八)に失脚する。一方、東寺と安芸国の関係を示す年未詳正月一七日前大僧正某書状(『経後卿記』卷一紙背文書)は、吉田経後の頭弁という職務から残存した文書であるので、年代は建長七年(正嘉二年(一二五五)八)に収まることになり、東寺の知

行がこの頃まで継続していたことが判明する。行遍失脚後は寺家の側が国務を引き継いだものと思われる。そうするとこの国務の移動が新注進状の契機になったとみることもできよう。なお行遍については網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』(東京大学出版会、一九七八年)第一部第一章第三節参照。

⑭ 第三紙以降との比較による不審点を指摘すると、両紙からは七本の横界線の痕跡が窺えないこと、第二紙の端裏に半花押がないこと(因みに継目裏花押は差出の大判官代と同じ)、第二紙の八〜十三行は岩屋寺免↓(國役)人給免↓某寺(某社?)免田の順になっているが、それは国衛領注進状の神社免田↓諸寺免田↓国衛関係給田↓応輪田という順序の原則から外れること、などが挙げられる。なお第一紙は僅か二行の断簡であるが、抹消の仕方等から第二紙に近いとみておく。

⑮ 『安芸府中町史 資料編』によると、昭和三年(一九四八)頃まで田所家には国衛領注進状によく似た注文の断簡(一紙)が存在したという(同書一七三頁に翻刻あり)。表裏によって現状の形に整備された昭和二七年以前に紛失したものと思われるが、田所家には国衛領注進状と似て非なる注文が確かに存在していたのである。第一・二紙がこの所在不明になった文書と一連のものであった可能性も考えられる。

⑯ 因みに国衛領注進状(第三紙以降)では、「今者〇〇」とある人物(非仮名の場合)が原注進状段階の給主として所見することはない。この点からも第一・二紙と第三紙以降との間の断絶(時間差)が看取できると思う。

⑰ 例えば「今者〇〇」記載を写真で見ると、文字の大小や書き癖(くずし方)、双行か否かなどの点で幾らかのバリエーションに分かれることに気付く。これはこの記載が一括した作業によってではなく、随時に書き入れられていたことを示している。このようにして文書に手

を入られたのは、その管理者である田所氏の他には考えられないだろう。

⑬ 正応二年正月三日沙弥（田所遠兼）置文（田所家文書、『鑑』一六八六二号。以下、遠兼置文と呼ぶ。磯貝富士男「安芸國在庁官人」田所氏についての覚え書」（津田秀夫編『近世國家の成立過程』

塙書房、一九八二年）がこの文書の史的検討を行っている。

⑭ 勘料については富澤清人「勘料について」（前掲書収載）参照。

⑮ 目代が給免行為を行っていたことは尾張國の事例から確認できる（嘉禎二年一〇月日尾張國司庁宣案、性海寺文書、『鑑』五〇七五号）。

## 二 国衙領編成と給免田——公廨田割替論の検討②——

本章では公廨田割替論のうち一つの基本史料である寿永二年（一一八三）七月日平兼資解を検討する。①というのは、この史料に対する石井氏の理解を前提にして、坂上康俊氏によって中世国衙領編成に関する興味深い見解が提起されているからである。公廨田割替論の再考とともに、国衙領編成の一特質についてもみることにしたい。

まず安芸国における公廨田割替制度の存在を示すとされた平兼資解の全文を示そう。

「下 田所

依請可□□状如件、

勸農使散位（花押）」

散位平兼資解 申請公廨田出入事

合巻町

除

西条一丁 本免

請

武清村一丁

右、依例出入請文、以解、

寿永二年七月日

散位平兼資

石井氏はここから、①公麻田は在庁等の純然たる私領ではなく割替の対象であったこと、②勸農使が国衙機構の支配者として割替を主導したこと、③勸農使は平氏が国衙を掌握するために置いたもので、後の鎌倉殿勸農使Ⅱ「一国の地頭」↓（あるいはⅡ）守護と同様の軍政指揮官として捉えられること、などの諸点を指摘した。このうち②は特に問題はないが、①③については再考する余地があるように思う。

順序が逆になるが③からみよう。石井氏は武家が国衙機構を掌握して軍政を執るといふ形態に、幕府による国衙支配体制の原型を認めた。一般に鎌倉幕府守護制度は国地頭・物追捕使の権限を大幅に縮小・整理することで成型したと理解されており、この安芸国勸農使を直接に守護の前提とすることはできないが、これを国主・国司の支配系（目代―在庁）とは別次元の国衙機構の支配者と捉えるところに、後の守護や国衙機能の吸収などへの展望があることは間違いなからう。よってこの点を見ていくことにしよう。私見としては、この勸農使を鎌倉殿勸農使（↓国地頭）に引き付ける前に、かかる外題を与える主体を素直に解釈すべきだと考える。例えば安芸国留守所発給文書には次のようなものがある。

留守所下 桑原郷萩原村

可令早以件村壬生御庄御倉敷由事

右、依為便宜、且従社家被申請、可令為倉敷之状如件、宜承知依件用之、故下、

嘉応三年正月十五日

大判官代佐伯朝臣（花押）

佐伯朝臣

佐伯朝臣（花押）

この留守所下文では通常目代がくる位置に取納使なる者がみえている。彼が在庁でないことは、安芸国の在庁に長朝臣という氏族は見出せないこと、同国の留守所文書の在庁位署は専ら(惣)大判官代・(権)介の肩書でみえ、散位とは記されないことから明らかである。一方、目代は散官ならば「目代散位〇〇朝臣」のようにみえる。そうすると下文の最上位に判を据える「取納使散位長朝臣」とは目代その人とみるのが最も素直で妥当な解釈である。取納使の呼称は、目代自らが臨機に取納所を管轄・指揮していたことに因むものと考えられ、彼が目代であることを否定する類のものではない。

そして治承三年(一一七九)に壬生荘に下された前太政大臣平清盛家政所下文に「可早任御下知旨、致沙汰当御領勸農取納□□とあることにも注目したい。勸農と取納は一对であり、平氏自身がそれを所領経営の肝要として述べているのである。これと先の取納使Ⅱ目代を考え合わせると、平氏の強い影響下にあった当時の安芸国衙で目代が勸農使としてみえたとしても、それは何ら異とするには足りず、むしろ外題を与える主体としてはいたって自然な理解に落ち着くのである。安芸国勸農使を国主の支配系とは全く異種の存在とすべきような積極的理由はない。公麻田の割替は目代が決裁し、田所が実務を担っていたとするのが妥当であり、それは前章の考察とも整合的に理解できる。

続いて①をみよう。坂上氏は①を敷衍して、在庁別名も割替の対象であり、それはいわば在庁官人共同の所領であったと述べた。給田と別名を同一平面で捉えることには飛躍も感じるが、とりあえずはその主張の前提となる公麻田割替の実態を問うことが先決となる。公麻田がどのように設定され、割り替えられていたのかを考えてみよう。

国衙領注進状には温科村(約六四町)に田所氏(仮名弥富)の公麻田が一反六〇歩みえる。一方、遠兼置文によると同村には同氏の所領田畠一〇町余が存在した。そうするとこの公麻田が田所氏の所領と無関係に存在したとは考え難いのでは

なかるうか。給免田は在庁等の私領から引き募られていた可能性が大きいと考える。⑩そもそも平兼資解は自ら変更先を指定しているのである。それが彼と無関係の任意の村であったとするのは困難だろう。これは公廨田の引き募り先を西条から武清村の所領に変更することを申請したものと理解すべきであり、割替によって公廨田の私有権の稀薄性を説くのは皮相的である。

この点を国衙領編成と給免田のあり方からもみていこう。表2は注進状にみえる大規模名の上位一〇名とその内訳を示したものである。為則・幸印・俊兼以外は、別符・公廨田もしくは国衙関係の給田がみえており、いずれも在庁仮名と考えられる。その内部構成では種々の寺社・祭祀関係の給免田が確認でき、有光・為光ではそちらが主になっている。⑪<sup>⑫</sup> 譽田慶信氏が指摘するように、こうした地方寺社免田はそれと緊密な関係をもつ在庁等の私領を踏まえて設定されたものと考えられ、⑬それは国衙領編成における有力在庁名の内部構成の特徴の一つになっていた。これらの寺社免田等は簡単に他人に割り替えられる性質のものではない。かかる在庁名と免田のあり方からすると、公廨田や別符のみが在庁私領とは無関係に設定され、割り替えられていたとするのは不自然だろう。

さらに表2で注意したいのは、注進状の欠失の問題があるとはいえ、公廨田を有さない仮名がそれなりに目に付くことである。割替論の根幹は上部権力が給田の編成替を通じて在庁機構を掌握するという点にある。しかし在庁名の構成の特質が上述のごとくであり、しかも必ずしも公廨田を伴わなかったとなると、割替による在庁機構の統制という議論自体が立ち行かなくなる。この点は下級官人に支給された国役人給田に「今者〇〇」の記載が殆どみられず、割替の事実が十分に確認できないことから補強されよう。こうした在庁名のあり方に照らしても、割替論には問題があるといわざるを得ず、そこから派生した別名を在庁官人共同の所領とする議論にも賛同することはできないのである。

これまでの検討によって割替とされてきたものの実態がみえてきたと思う。それは上部権力による一方的な操作ではなく、また私有権の希薄性を意味するようなものでもなかった。在庁所領を前提に、そこから多様な寺社免田や給田が募ら

表2 原注進状の大規模名の内部構成

名・田数総計	国衙・祭祀関係給田 と別符	寺社関係免田
久武 16.7.060	公廨田 9.8.000 別符 5.3.060	八幡宮御供田 1.0.000 五ヶ寺例免 6.000
弥富 5.1.240	公廨田 1.7.300 別符 2.300 諸寺勘料田 1.0.120	(一宮免) 1.240 惣社御神楽免 1.0.000 角振社仁王講免 3.000 瀧蔵寺免 6.000
為則 4.7.000		一宮御供田 1.7.000 一宮御散米御供田 5.000 一宮御神楽免 1.0.000 一宮外宮御油免 1.0.000 一宮最勝講免 5.000
信覚 3.4.320	公廨田 1.0.000 在庁屋敷 6.080	惣社仁王講免 1.0.000 一宮御読経免 8.240
今富 3.0.000	公廨田 2.0.000 別符 3.240 温屋免※ 1.120 陪従免 2.240	五ヶ寺免下地 1.000 府守社免 1.120
幸印 3.0.000		一宮御読経免 2.5.000 惣社法花経免 2.000 惣社仁王講免 3.000
有富 2.9.060	別符 1.0.120 紙免※ 1.0.000	水別社仁王講免 3.000 諸社社大般若経免 ? (一宮免) 0.300 五ヶ寺免下地 5.000
有光 2.8.240	別符 0.060 内侍免 1.180 舞人免 2.000	五ヶ寺免 3.000 (一宮免) 2.000 府諸寺大般若経免 1.5.000 一宮二季御祭御幣帛免 5.000
為光 2.7.240	紙免※ 3.000 舞人免 5.000	八幡宮大般若経免 1.0.000 (一宮免) 1.240 二季御祭灯油免 3.000 諸社御幣帛免 4.000 三昧堂免 1.000
俊兼 2.6.000		一宮御読経免 2.6.000

- ・表中の数字の単位は町・反・歩。
- ・※は国役人給の給田を示す。
- ・飯室久武・刈田久武・長田久武・三田久武村の八幡宮・五ヶ寺免田は給主が明示されておらず、久武としても計算しなかった。

れるというのが、国衙領編成の一つの特質なのである。給田の引き募り先や相博・相統等の変更を領主(在庁等)が国衙に申請し、目代が決裁するというのが割替の実態であり、その結果が国衙領注進状の「今者○○」に反映したと考えられる。少なくともこれが在庁機構を統制・従属させるような手段になるものでなかったことは明らかである。

以上、二章にわたり執拗ながらも公廨田割替論をみてきた。それはこれが守護Ⅱ在庁兄部による国衙在庁機構の掌握形態として、史料によって唯一具体的に論じられたものだったからである。しかしその基本史料である国衙領注進状と寿永



二年平兼資解を検討した結果、いずれも石井説には無理があることが明確になった。守護による在庁機構の掌握手段を給免田制度によって論じることがはやできない。こうなると守護と国衙在庁機構の問題は、在庁兄部職の兼帯という一点に集約されてくる。章を改めて検討しよう。

- ① 『芸藩通志』所収田所家文書（『平』四〇九八号）。
- ② 坂上「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」（『史学雑誌』第九一編九号、一九八二年）。氏は公麻田割替論を敷衍し、在庁別名も割替の対象であり、在庁官人共同の所領として原理的にはどのようなようにも分配し得たとする。以下、氏の見解はこれによる。
- ③ 嘉応三年正月一五日留守所下文（新出嚴島文書、『平』補三五八号）。
- ④ a 保延五年正月留守所下文（徵古雜抄、『広島県史 古代中世資料編』V一四〇四頁。以下、県史資料編は『県史』Vのように記す）、b 長寛二年閏一〇月一四日留守所下文（新出嚴島文書、『平』補三四三号）、c 前掲注③文書、d 承安三年二月日国符（御判物帖、『平』三六二二号）、e 安元元年一月日留守所下文（嚴島野坂文書、『平』三七二七号）、f 治承三年一月二日留守所下文（新出嚴島文書、『平』三八八八号）、g 治承三年一月日留守所下文（御判物帖、『平』三八八九号）、h 治承四年九月六日留守所下文（新出嚴島文書、『平』三九三三三三）、i 治承四年一月三日在庁下文（御判物帖、『平』三九三三三三）、j 建久九年一月六日大掾職補任状写（新出野坂文書、『廿日市町史 通史編（上）』三三三頁）。
- ⑤ これを京下の収納使とみて、たまたま在国しなかつた目代に代わって署判したものや解釈する余地もあるかもしれないが、その可能性は低いように思う。留守所下文は通常目代が作成したと考えられ、在京の目代から在庁等にそれが届けられることもあり得たからである（『治承三年一〇月一八日』目代沙弥行蓮書状追而書、卷子本嚴島文書、『県史』Ⅲ九五頁）。また目代在京の場合でも又目代がその留守を預っていたことが確認できる（『治承三年』一〇月二一日目代行蓮施行状、嚴島野坂文書、『県史』Ⅱ一三二〇頁）。
- ⑥ 安芸国への収納使には有力在庁が就くなど（『治承三年』一〇月日国司庁宣尊、『楓軒文書集』所収田所家文書、『平』三八八七号）、その地位は高く、目代が兼ねていても決して不自然ではない。国使というよりも、国衙の収納業務の統轄者としてみるのが適当だろう。
- ⑦ 治承三年一月日前太政大臣平清盛家政所下文（御判物帖、『平』三八九一）。
- ⑧ 安芸国衙は一門・家人の国守の補任によって平氏の強い影響下にあつたわけで、平氏の総官や鎌倉殿勸農使とはそもそも歴史的状況を異にすることに留意すべきだろう。
- ⑨ 遠兼置文の「同免田畠在所出入勘定得分事」という記載からこのように理解できる。
- ⑩ 例えば八幡無量寿院免は願主の所領の飯室久武・荻田久武・三田久武の各村から募られている（八幡無量寿院は種々の徴証から建仁四年正月三〇日惟宗孝親堂宇譲状〔原田篤郎氏所蔵文書、『録』補四五七号〕の「一間四面堂」に当たると考えられる。またこれらの村々から久武公麻田が募られていることも同様に理解できる。
- ⑪ 残念ながらこの時期に変更申請がなされた理由は不明とせざるを得ない。ただし平兼資解に「例に依つて」とみえ、遠兼置文に「同免田畠在所出入勘定得分事」とあることからすると、かかる申請自体はか

なり一般的であったと考えられる。この申請に限つていうと、特段に寿永二年七月という時点で重大な意味を見出す必要はないように思う。

⑫ 東寺領後三条新勅旨田公文で、かつ在庁であった藤原(佐伯)氏の若松名の構成も、その主体は八幡宮・一宮関係の免田であった。

⑬ 尾張国の事例からも同様のことは窺える。稲葉前掲論文を参照。

⑭ 国衙領注進状に示されるような国衙領編成は、正治元年二月日伊都岐嶋社政所解(新出嚴島文書、「鎌」補三五三号)からすると鎌倉

初期には存在したと思われるが、さらに遡るならば、別結解名が史料上に現われ(前掲田村論文)、在庁官人の権力編成が急激に進み(前掲角重論文)、また官物一色化(安芸国では官米への一色化が優越する)の潮流が大きくなる時期であること(前掲勝山論文)から、一二世紀半ばから後半にかけての時期に始期が求められるのではないかと考える。この点で、主に一二世紀前半以前の史料から導かれた坂上説をそのまま鎌倉期に援用することには無理があると思う。

### 三 守護兼在庁兄部宗孝親と国衙機構

本章では鎌倉初期の守護宗孝親に関する史料を読み直すことを通じて、守護による在庁兄部職兼帯の内実を見極めていきたい。宗孝親は建久七年(一一九六)までには守護になっており、承久の乱で京方に与したことで所職は没収された。孝親が国内に有した所領(久武名など)・所職は有力在庁葉山城氏の所帯分を継承したもので、それによつて守護は国衙の中枢部に侵入し、在庁機構を掌握することに成功したとする理解が通説化している。① 実際に次の史料はそうした理解に適合しているようにみえる。

留守所

補任 大掾職事

従五位下平朝臣俊兼

右人、為致奉公之忠、補任大掾職如件、庁宜承知用之、故補、

建久九年十一月六日

大判官代佐伯朝臣書判

佐伯朝臣

佐伯朝臣

権介 惟宗朝臣

惣大判官代惟宗朝臣

目代 書判<sup>②</sup>

これは田所俊兼を大掾職に補任したものであるが、在庁の上位二名が宗氏の本姓惟宗朝臣になっており、守護が葉山城（源）氏の地位を奪ったことが如実に示されている。

しかし、これをもって守護が葉山城氏にそのままとって代わったかという点、疑問なところもある。というのは、平安末期の留守所文書では少なくとも（権）介・惣大判官代の一方は署判していたのに対し、この文書では惟宗氏は位署は連ねるものの署判はなく、発給には関与していないからである。留守所文書の位署形式は一二世紀前半には定型化しており、惟宗氏がみえるのは形式上の必要からに過ぎない。よって署判の不在という事実は、宗氏が国衙政務における葉山城氏の役割をそっくり踏襲していたわけではないことを示唆するものとみることができるのである。

また次のような事柄も知られる。松崎八幡宮下職を帯する孝親は正治二年（一一二〇）に同宮敷地内に一間四面堂（無量寿院）の建立を企図したが、造営は遅滞し、建仁四年（一一二四）に同堂を政所五郎大夫助清に譲与した。その譲状には次のようにある。

右、件堂依殊宿願、去正治二年冬雖令建立、棟上之後在京之間、自然不遂造畢送年月之処、自去年迄明年依相当王相方、造営有其憚、定令朽損歟、罪業之至不可勝計、仍件堂所譲与政所五郎大夫助清也、早為助清之沙汰可遂造畢也、

注目すべきは造営遅滞の理由が孝親の在京非在国に求められている点である。彼の代官は在国したのであるから、彼が在庁兄部職・松崎八幡宮下職を梶子に国内諸層を従わせることなどは容易いように思われる<sup>⑤</sup>。しかし現実には造営は滞り、堂宇は助清に託された。助清は在庁・松崎八幡宮惣官だったので、この譲与は彼の国内での政治的力量に期待したものだ

ろう。有力な国内所職という点では孝親の方が卓越するが、本人が在国しない状況下ではその職権は十分に利用されなかった（できなかつた）ようなのである。こうした点と先の文書への署判の不在という点を勘案するならば、在庁兄部職は国衛の日常政務の場から離れることで本来的な役割が形骸化していったとみることができるとはなからうか。少なくとも孝親による在庁兄部職の兼帯が、直ちに彼の国衛内における日常政務の主導権の獲得を意味するものでなかつたことは、以上から類推できるように思う。

宗孝親の在庁兄部の活動としてよく引かれるものに嘉禎四年（一二三八）厳島社神官等解<sup>⑥</sup>がある。これは世能莊市吉別符をめぐる神官と地頭代の相論に関する史料であるが、そこには同別符の証文が盗難で紛失したため、建久七年に「為向後立紛失状之日、前守護<sup>兼在国</sup>宗左衛門尉孝親依為在庁兄部職加判畢」とある。これだけを読むと、孝親は在庁兄部として国内諸事に関与していたともいえるが、これが神官側の言い分である点にも注意する必要がある。そもそも何故在庁兄部が加判するのだろうか。むしろ孝親が世能村地頭であつたことに留意する必要があるはしまいか。実のところ神官側にとつてそれが地頭の加判であつては都合が悪かつたのである。何故なら地頭代は「追孝親之例、令致其沙汰」といつて別符に介入していたからである。孝親が地頭として加判したとすると、別符に地頭が交わる口実を与えることにもなりかねない。だからこそ神官は敢えて在庁兄部と言い、孝親が地頭であつたことには一切触れようとしないのである。よつて孝親は世能村地頭の立場から紛失状に加判したとみて何の問題もない。

また紛失状の建久七年という年にも注意したい。実は建久七年に孝親は内部莊地頭として清元名の雑公事免申請も裁判しているのである。同名の雑公事免は文治五年（一一八九）に領家より認められていたが、名主佐伯清元は「遍国中守護<sup>益カ</sup>人御坐之上、当御庄地頭職御兼行也」といつて、孝親が国内に居合わせた時を狙つて安堵を求めた。これはつまり国において孝親の裁判を得られる機会が少なかつたことを示している。先述の紛失状が建久七年に立てられたことも決して偶然ではないのである。「依為在庁兄部職加判」などの行為が日常的になされてきたとは考え難いように思う<sup>⑦</sup>。

さらに守護Ⅱ在庁兄部孝親と国衙機構の関係をみていこう。建久四年に太政官厨家納物等の代に世能村・荒山村が便補された。この両村には本司葉山城氏の跡を継いだ地頭孝親が大きく関与していたが、そうした所領に対して「云本国雜任輩、云傍庄住人等、動致堺相論」のように、在庁Ⅱ雜任層が敵対的な態度をとっていたのである。孝親が在庁兄部として国衙機構を掌握しきつていたのなら、少なくとも国衙関係者からこうした攻撃が仕掛けられることはなかったのではなからうか。<sup>⑩</sup>

ほかにも孝親と国衙が対立している事例は知られる。次の建保五年(一二二七)六月二一日將軍源実朝家政所下文案<sup>⑪</sup>(前欠)には次のようにある。

一 佐<sup>(東)</sup>□□□<sup>(率分カ)</sup>渠榑事

右、如同状者、榑千寸別二百寸、公方百寸、地頭方百寸、渠又同前、先例如此配分、而地頭者於袖山割置榑等、号山□定任自由点定取之、次河上可部庄依為孝親所知、於彼所有限率上之、早被下院□□之間、平均欲致沙汰云々者、於件袖採渠榑河上率分者、云国衙云孝親以下面々地<sup>(頭)</sup>□□□□兩方率分共以分取之、可停止新儀妨矣、

少々文意をとりにくいのが、要は佐東川を流下する材木等の率分を国衙と地頭で均分し、孝親等による国衙分の押妨の禁止を命じたものである。「云国衙云孝親以下面々地□□<sup>(頭)</sup>」とあるように、孝親は国衙側に立つて行動していたわけではなかったことが知られるが、さらにこの文書が田所家に伝来したことにも注意しておきたい。何故ならこれは田所氏の私益ではなく、あくまでも国衙の権益を保証したものだからである。この文書の伝来は田所氏こそが当該期の国衙機構の中心にいたことを示している。つまり守護宗孝親が在庁兄部として制度面から国衙機構を統轄し、その活動の中枢に位置していたとすることはできないのである。

以上、断片的ながら在庁兄部宗孝親と国衙機構の関係をみてきた。在庁兄部職は国衙機構の日常の場から遊離して本来の役割は形骸化し、また孝親自身は国衙と対立することがままあった。こうした点を踏まえると、従来のように抽象的な

レベルで在庁兄部職兼帯の意義を過大評価するのは適當とはいえないと思う。

ただそうした場合、次の二点のことに付言しておかなければならない。一つは久武の公麻田の多さである。これが在庁兄部の在庁官人としての属性を反映したものでかどうかが問題となる。そこで表2をみてみよう。すると久武名は公麻田と下職を有する八幡宮の免田の他には五ヶ寺の免田が若干みえる程度で、他名のように多様な寺社免田や祭祀・国衙関係の給田を募るような構成にないことに気付く。これは久武名主が他の名主とは存在形態を異にしていたこと、つまり在庁としての属性が稀薄であったことに因むものと考えられる。そうした意味で公麻田は在庁兄部職に付随した既得権益になつていたとみることができ、ことさらに在庁としての実態に結び付けて解釈する必要はないように思う。むしろ久武名と他の在庁名との構成の異質さに注目すべきだろう。<sup>⑩</sup>

もう一つは守護が在庁兄部職を押さえることの意味である。一つには既述のように在庁職等の国内諸職が一種の得分と化し、経済的基盤になつていたという点が挙げられよう。しかしより根源的には幕府初期における西国支配のあり方、具体的には一国レベルの軍事指揮権を握る「一国棟梁」の排斥という問題があつたと考える。幕府は軍事・警察権の独占を指向しており、西国地域に自律性をもつた武的勢力が温存されることを警戒した。そして葉山城氏の没落の原因もその「一国棟梁」としての地位にあつたのである。守護が在庁兄部等の所職を押さえることの意味は、葉山城氏のような「一国棟梁」の生成・存続を防ぎ、軍事統率権の分散を避けることであつたものと思われる。

従来は守護による在庁兄部職の兼帯を、国衙在庁機構を統轄してその行政機能を掌握するための手段とみてきたが、上述の点に鑑みるならば、それはむしろ国衙に生成した「一国棟梁」の軍事権の抑制・剝奪に主眼があつたとみるべきで、国内行政一般の問題にまでその意義を広げていくのは適當とはいえないと思う。事実、鎌倉期における国衙行政の実務を担つたのが在庁兄部ではなく田所氏であつたことは既にみたところである。

ともかくも以上によつて、従来のようなかたちで守護Ⅱ在庁兄部を捉えるべきでないことは示し得たと思う。無論これ

によって守護・国衛の二項対立や、両者の無関係・没交渉を説くつもりは毛頭ない。幕府による国衛機構の利用や、守護が在庁以下の領主層と関係をもつことは実際にあった。<sup>⑩</sup>ただ基本的にはそれらは臨機的・個別的になされたものとみるべきだろう。守護が在庁兄部職を梶子に国衛機構の内部から制度的に在庁機構を支配し、国衛機能を吸収していったと評価することはできない。

本章の最後に上述した点を国衛領との関わりから一瞥しておきたい。守護は国衛官人として国衛政務に参画する立場からは遊離しており、給免田制度はもちろん、国衛機構の内部から国衛領支配に関与していたとはいい難く、それを楨杆に領域的支配を確立していったとみることはできない。一方、国衛領注進状には「守護押領」との加筆がみえているが、<sup>⑪</sup>むしろこの点にこそ守護と国衛領の関係が象徴的に示されているといえよう。守護は在庁官人制を保護するどころか、在庁名・給免田を押領する姿勢を示しているのである。

こうした動向は貞応三年(一二二四)以降の厳島社造営からも窺える。文暦二年(一二三五)に厳島社神主藤原親実に国務と守護職が付された。それまで造営事業は遅々として進まなかったが、それは守護以下の国領地頭が非協力的であったためで、親実が守護職を兼帯する意味もそこにあつた。かかる国領地頭の影響力の増大は守護・地頭等による国衛領押領の問題とも表裏である。守護は国衛在庁機構とは無関係に、外在的な立場から国衛領への影響力——いわゆる押領——を強めていたのである。それは在庁官人制を保証したり、その機能を吸収したりするような行動とは到底いえない。国衛在庁機構の物的基盤たる国衛領は守護以下の国領地頭等によって変質を余儀なくされていくのである。

- ① 石井氏は安芸国守護が獲得した所職・所領を厳島社神主佐伯景弘のものともみたが、秋山伸隆「毛利氏の国人領主制の展開」(『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九八二年)により、それは有力在庁葉山城氏のものであることが明らかになった。
- ② 第二章注④「文書」。
- ③ 第二章注④ a・i 文書。このうち d・i は源氏(葉山城氏)の署判がないが、そのあたりの事情は当該期の安芸国の情勢を論じた前掲角重論文を参照。
- ④ 第二章注⑩文書。
- ⑤ この造営自体は私的事業であるが、第二章注⑩文書に「雖神官・

内侍等□与力之由可下知也」とあるように、国内諸層の協力を得ることは必要であったと思われる。

⑥ 嘉禎四年九月日伊都岐嶋社神官等重解（新出巖島文書、『鑑』五三一〇号）。

⑦ 後に触れる建久七年一〇月日巖島社権国造散位佐伯清元解（新出巖島文書、『鑑』一八七二号）にみえる内部莊地頭孝親の外題には「前左兵衛尉惟宗（花押）」とある。孝親は地頭や在庁兄部などの肩書ではなく律令官職を著判に用いていたことが確認できる。そこに神官等が紛失状の加判を在庁兄部としてのもたと主張できる余地があったと思われ。

⑧ 前掲注⑦文書。

⑨ 建久七年に孝親が守護になったという可能性も考えられるが、それならば前掲注⑦文書で前地頭（Ⅱ前守護）の例に言及していないことが不可解である。例えば建暦二年六月日伊都岐嶋社神官等解（新出巖島文書、『鑑』補五九六号）では、地頭前右兵衛尉源某が前地頭孝親の例によって恒安名（清元名）の雑事免除の外題を与えている。

⑩ 年末詳七月二〇日左大史小槻隆職書状案（宮内庁書陵部所蔵壬生家文書、『鑑』七四七号）、（建久九年）官宣旨案（宮内庁書陵部所蔵壬生家文書、『鑑』一〇二四号）。

#### 四 国衙領の変容と在庁官人制

本章では国衙領と在庁官人の関係、国衙領の変容のベクトルについてみていくことで、それを主たる物的基盤にした在庁官人制と中世国衙の問題を考えることにしたい。

⑪ 主殿寮領入江保でも在庁の介入を確認できるが（元久元年二月日入江保司等解案、宮内庁書陵部所蔵壬生家文書、『鑑』一五一四号）、ここも葉山城氏と関わりが深かったようであり（前掲角重論文）、孝親がその跡を継いでいた可能性がある。

⑫ 「芸藩通志」所収田所家文書（『鑑』補七一十九号）。

⑬ 遠兼置文の原郷の項には「云国衙云地頭、両方承伏建保・承久取帳、為弥富・久武各別之間、不及巨細者也」とあり、久武名が地頭所領とみなされていたことが窺える。

⑭ 「一國棟梁」については梶木良夫「平安末期における西国国衙の権力構造」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集 下』塙書房、一九八九年）参照。

⑮ 先述した政所五郎大夫助清は松崎八幡宮の關係から孝親と繋がりをもったと思われる。また嘉禎二年三月日能美莊莊官等注進状案（山口県文書館所蔵「譜録」、『鑑』四九五四号）によると、孝親は葉山城氏の跡を継ぐことで荘内の公文磨を従えていた。

⑯ 安南郡・温科村の国役人給田・別符に四カ所みえる。安南郡には「地頭押領」も七カ所ある。押領地に給田を差配するとは考え難いので、これらの記載も追筆と思われる。



## 1 鎌倉中期の国衙領と在庁官人

まず鎌倉中期の在庁機構と国衙領の関係をみよう。当該期の国衙領の特質は菅田慶信氏が述べるように膨大な量の給免田にあった。そこでは有力在庁が多様な寺社免田や祭祀・国衙関係の給田を募っており、在庁所領と給免田は密接に関係していた。ただしそれは主に上層の在庁に特徴的であり、中下級の在庁や下書生・国役人等の層は注進状では仮名ではなく人名で単発的にみえ、国役人給や公廩田等が小規模に給免される程度であった。在庁機構の多数を占める彼等の拠るべき基盤がこうした僅かな給免田のみであったとは考えづらい。給免田が在庁官人等の基盤の一つとして体制的に認められていたことは確かであるが、彼等の権益が全般的に給免田に転化していたとみることはできないと思う。

では給免田以外にも在庁機構と国衙領の関係性は看取できるだろうか。この点について仁治二年（一二四一）厳島社神官等解<sup>①</sup>には興味深い記述がある。そこには「当国一年之濟物、惣勘文面准能米一千六十石内除留国用途二百余石、所残八百六十余石歟、然者吏務六箇年之間、社用五千百六十余石也」とある。安芸国の官物総額は能米換算で一〇六〇石程あり、うち八六〇石が国主の収益（社家進退分）、残り二〇〇石が「留国用途」として国衙に留保されていたことが分かる。国主（社家）は官物の全てを取得できるのではなく、その一部を国衙に置き置いていたのである。その用途の性質は、「為被念社家之造営、雖被付国務、依思社家之利潤、若忘国衙之潤弊者、為朝可為不忠之儀、殊致清廉之沙汰、可被廻循良之治術」という言を勘案するならば、「国衙之潤弊」を招かずにその機能が十全に維持されることを保証した国衙経費と捉えるのが妥当だろう<sup>③</sup>。

ただ安芸国の「留国用途」の内訳を示す史料はなく、それを具体的に確言することはできない。恐らくは政務・祭祀等の諸行事の経費があったものと思うが、しかし敢えていうならばその主要な使途は官人給与にあったのではないかと考える。例えば建治年間（一二七五―八）頃の武蔵国衙では国掌・書生等の国衙官人を主たる対象にした給米があった<sup>④</sup>。鎌倉

期の国衙で在庁官人が国衙業務に携わって手当てを受けていたことが確認できるのである。「国衙之凋弊」は国衙機構の機能不全を生起させないための必要条件として、国衙官人の給与の保証があったとみるのもそれほど困難ではなからう。在庁官人制は給免田と応輸田収益<sup>⑤</sup>という国衙領の権益を体制的基盤にして成り立っていたとみることができると思う。在庁官人制と国衙領のこうした関係性の存在を確認しておきたい。

次に国衙領支配のあり方を瞥見しておこう。安芸国の国衙領において収納等の所務を担ったのは郡・郷・村毎に設置された「郷々公文」であった。<sup>⑥</sup>例えば既述の佐西郡三カ年官物進未注文(官物結解)を作成したのは同郡公文であった。また嚴島社知行国期の某書状<sup>⑦</sup>には「検注之文書并去年之結解、郷々公文等令参府可遂其節旨、成入庁符候了」とみえ、「郷々公文」が検注(内検)・結解等の実務を担っていたことが知られる。彼等は「在庁并諸供僧・郷々公文等、下書生下級の在庁層に相当しよう。この某書状では「郷々公文」は国府に参じて結解を遂げるとある。すなわち彼等は国衙において目代・上級在庁の監督を受ける立場にあった。<sup>⑧</sup>逆に捉えると、目代や田所氏等の上級在庁は「郷々公文」層を差配・監察して国衙領支配を行っていたといえる。

以上、国衙領が在庁機構の物的基盤であり、国衙領支配は「郷々公文」の所務を中核にしていたことをみた。こうした形の国衙領支配体制は、国衙領注進状の作成・更新が行われていたことから考えると、一三世紀中頃にはまだその実質を保っていたと判断できる。ただ前章の最後で触れたように、貞応頃には既に守護以下の国領地頭の影響力が強まっており、国衙領注進状に守護・地頭の押領が書き加えられていたことも事実である。いずれにしても守護・地頭の国衙領への侵食は進みつつあり、上述のごとき国衙領支配が早晩立ち行かなくなるのは必至であった。実際に現存史料では一三世紀後半頃から給免田・別符に関する在庁等の幕府への訴訟が確認でき、給免田体制の動揺が窺える。<sup>⑨</sup>

一方、一三世紀後半における国衙領の変容を示唆する史料もある。永仁五年(一二九七)に安芸守藤原行房は守護・地

頭による国檢の対捍を「或号前前司和与請所、抑留入勤」、「或又帯一任之契状、構永領之企」といつて朝廷に訴えた。<sup>⑩</sup>先々の国司が、国衙―「郷々公文」という機構的な支配体制によらず、武家勢力と正税請負契約を結ぶことが広範に存在したらしい。いわゆる請所である。ここでは国衙は下地を進止しない上、国司と守護・地頭間の契約であるため、正税は必ずしも国衙を経由して京進される必要はなかった。こうしたあり方は在庁官人制の基盤の動揺もしくは縮小を推測させる事象といえる。

以上のような状況を見ると、一三世紀後半以降の在庁官人と国衙領の関係が改めて問題になってくると思う。先行研究によると一四世紀の国衙領には「国衙正税地」と「国衙一円進止之地」の二形態があり、前者は先述の正税請負地に相当し、後者は在庁名からなる国衙機構の強い進止下にある所領で、在庁官人制の要素が色濃く残存していたと一般に理解されている。<sup>⑪</sup>そうした理解の当否を含めて、次節では安芸国の「国衙一円進止之地」の性質をみていき、在庁官人制や中世国衙の問題を見通したい。

## 2 「国衙一円進止之地」と在庁官人

実のところ鎌倉後期の国衙領は史料的な制約から具体的に追究することはできない。ただ遠兼置文には次のような興味深い記載がある。古河村の弥富名田の下作職が守護家人福光為時に買得されたため、田所氏は「為時者依為守護家人、不可相伝本所進止之領之由、帯国司御拳状、訴申子細於六波羅殿」という。下作職レベルの売買にも田所氏は敏感に反応し、守護勢力の排除を目論んでいたことが分かるが、その際に在庁名の弥富名を「本所進止之領」と主張したのである。この場合の本所とは拳状を出した国司以外には考えられない。すなわち本所一円地の論理が国衙領に敷衍されたのである。一三世紀後半に在庁によって「国衙一円進止之地」に連なる主張がなされていた点に注目しておきたい。

これを踏まえて、次に建武政権期・南北朝期の状況から「国衙一円進止之地」の性質を捕捉することにしよう。まずは

建武政権期について。安芸国主は東寺から後醍醐天皇の近臣万里小路宣房に交替し、同国は周防国とともに大内裏造管料国に宛てられた（『太平記』巻二二）。後醍醐には国司強化の意図があったようだが、造管計画の頓挫からも分かるようにそれは理念以上のものではなく、国衙機構や現実の国衙領支配には殆ど影響を与えていない。国衙領の存在形態に前代との大きな断絶をみる必要はないと思う。この頃の国衙領で注目したいのは田所氏の動向である。建武元年（二三三）三月に田所氏は重代により杣村公文職に補され、さらに同年七月に田所信兼は国宣によつて佐西郡公文職の知行が認められた。田所氏が郡・郷・村の公文職の集積を図っていた様子が窺える。一四世紀第二四半期頃の安芸国の国衙領については、この公文職がキーワードになると考える。

そこで南北朝初期も含めて公文職をより具体的にみていこう。建武三年二月、西走する足利尊氏は播磨国室津で山陽・四国に国大将を置くことを定め、安芸国大将には桃井義盛を宛てた。桃井義盛は早速に三月八日付で敵方所領や没収地を国人等に預け置いたが、その中に入野郷北方国衙郷司職・安南郡郷司職があったことが確認できる。<sup>⑭</sup>ではこの（国衙）郷司職とは何か。結論をいうとそれは公文職の同一異名とみてよいと考える。例えば田所新左衛門尉（信高）宛の暦応三年（二三四）の文書<sup>⑮</sup>には「佐西郡郷司職」とみえるが、それが同氏の所持する佐西郡公文職を指すことは間違いない。因みに同文書では田所信高の河戸村所務職の知行が認められているが、この所務職も郷司職と同様に公文職の同一実態とみて支障なからう。田所氏による公文職（郷司職・所務職）の集積は南北朝初期頃まで継続する動向であったことが分かる。次に公文職の性質をみよう。時代は降るが応永二年（二四一）四月一日小早川則平讓状案<sup>⑯</sup>には「郡戸郷地頭并公文職事」「戸野郷半分地頭・国衙公文職事」とみえ、（国衙）公文職が地頭職に對置されていることが分かる。ここから考えると、公文職とは国衙領に對する国衙側の權益を職という形に成型したもので、「国衙一円進止之地」の実体であったとみなし得る。そして公文職の保有を知行といっている点にも注意したい（先述の佐西郡・河戸村）。公文職の補任文書には「有限御公事等、任先例不可致懈怠」（杣村）や「御年貢・御公事以下、任先例可被致其沙汰」（佐西郡）、「正税無懈怠

可被動仕」(河戸村)とある。これはつまり公文職保有者が国主に対して正税・公事を請け負うことで郡・郷・村を所領として知行できたことを示すものと考えられる。先に国司が武家勢力と正税請負契約を結んでいたことをみたが、公文職の知行もそれに近いものであったといえる。

以上、公文職が「国衙一円進止之地」の実体となり、その知行は正税・公事の請負を基礎にしていたことをみた。ここでは特に「郷々公文」との質的相違に注意しておきたい。「郷々公文」は中下級の在庁層であり、国衙機構の監督下であったが、当該期の公文職は田所氏のような上級在庁の知行の対象になっていた。これは国衙在庁機構による組織的な形で国衙領支配体制が行き詰まり、その物的基盤が動揺する中で、有力在庁が自己の権益(所領)の確保に走り始めたことの結果と理解できる。<sup>⑩</sup>そしてそれは公文職の競望としても現象したと思われる。河戸村所務職の件では「重代之由被望申之上者、知行不可有相違」とみえ、他の競望者の存在を推測させる文言になっている。公文職が有力在庁の個別利害の問題に矮小化し、田所氏も率先してかかる動向(公文職Ⅱ所領の集積)の中に身を置いていた様子が読み取れよう。こうした状況からすると、当該期の「国衙一円進止之地」には、個々の在庁の関与はあるにしても、在庁官人制を体制として支えるような性質は稀薄であったといわざるを得ないと思う。

この点は内乱状況を経た一四世紀後半にはさらに違った形で明確になる。すなわち国衙領と在庁の関係性が一層減退するのである。観応の擾乱後も芸北では南朝方・直冬方が勢力を張っていたが、中国管領細川頼之の下向と大内弘世の幕府への帰服によって貞治二年(一三六三)にはそれも収まった。しかし国衙領は半済・預置により退転・不知行状態に陥っており、公文職Ⅱ「国衙一円進止之地」は無実化していた。国主東寺は諸郷保地頭等による国衙領押領を繰り返し幕府に訴える一方で、国衙領の興行を図っていく必要があったが、そうした動向の中に在庁官人の姿はみえてこないのである。

以下その徴証を三点ほど挙げておこう。第一は当該期の国衙領は専ら「国衙職」「国衙方」「国衙分」と表現されており、<sup>⑪</sup>公文職の呼称がみえなくなる点である。このことは公文職を通じた在庁の関与の後退を端的に示していよう。第二は国衙

領の所務形態についてである。延文二年（一三五七）九月二八日權律師玄祐国衙目代職請文には、二条目に「得地下人之語、不可存私曲事」、三条目に「以年貢等令契約武家仁、令違乱所務者、可被申行罪科事」とみえる。目代が結託する対象には地下人（沙汰人・名主層）が拳がつており、在庁は想定されていない。また「武家仁」との年貢契約の禁止条項からは、逆に目代が武家勢力を含めて広範な人々と所務契約を交わしていた実態を窺わせる。在庁官人はもはや国衙領の所務の中核にはいなかった。そして第三は国衙領の訴訟についてである。東寺と温科村地頭の相論に関する嘉慶元年（一三八七）一〇月一日管領斯波義將奉書<sup>②</sup>によると、田所在俊は幕府からの下問に対して回答書（請文）を進めるのみで、訴訟自体には加わっていないかった。鎌倉後期の給免田・別符等の訴訟とは対照的である。このことは在庁官人と国衙領の関係が極めて稀薄になっていたことの証左となろう。

このように一四世紀後半の国衙領では在庁は既に後景に退いており、かわって国主・目代側が訴訟・所領経営の前面に出てきていた。国衙領の危機的状況が国主側の主導性を必然化させていったものと考えられる。② いずれにしても当該期の安芸国の「国衙一円進止之地」が在庁機構の強い進止下にあったと評価することはできない。

以上、概括的ながら建武政権期・南北朝期の「国衙一円進止之地」をみた。結局のところそこに在庁官人制の色濃い要素を認めることはできなかった。国衙領はもはや在庁機構の体制的な基盤としての性質は備えていなかったのである。③ 一方で、南北朝初期頃までの田所氏による公文職の集積という動向を踏まえると、国衙領にかわって官人制を裏付けるような基盤が他に存在していたとも考え難い。国衙―「郷々公文」という機構的な形で国衙領支配体制の行き詰まりは、在庁官人制の解体を決定付けることになり、それに支えられた国衙機能の大幅な後退を招くことになったと推考できる。

この点を一三世紀後期の状況からも若干補足しておきたい。遠兼置文には「依国宣參路時」の勤役について、「在庁并諸供僧・郷々公文等・下書生以下諸国役人等、先々皆以致其沙汰畢、而近年寄事於世間不堪不沙汰条、無其謂者哉」とある。勤役の中身は判然とはしないが、重層的序列をもった官人群からなる在庁機構が十全に機能しなくなっている様子が

窺える。在庁官人制によって担われる行政機能の麻痺状況の一面をみる事ができよう。またもう一点、厳島社の動向にも注目しておきたい。国衙領注進状からも分かるように国衙と厳島社は緊密な関係にあったが、一三世紀末には神主家によって社領支配の再編・強化が図られ、国衙からは離脱していくのである。国衙の行政執行能力・支配能力の減退によって、厳島社は国衙を前提としない支配体制を構築し始めたと考えられる。<sup>②③</sup>

一三世紀後半には武家勢力による国衙領の変質が確認でき、また本節の冒頭で述べたように在庁名を「本所進止之領」とするごとき主張がみられた。「国衙一円進止之地」の生成過程は史料制約から具体的な追究は困難だが、一三世紀後半の国衙領の動揺をうけた縮小・再編を経て、一四世紀第2四半期頃には一つの形（公文職）に成型したものとと思われる。そしてその起点となる一三世紀後半には上述のごとき国衙在庁機構の機能低下を示す事象が確認できた。国衙機構による国衙領支配体制の動揺により、在庁機構はその体制的基盤を喪失していき、在庁官人制に支えられた国衙機能も大きく後退していったのである。国衙の地方行政機構としての性質は鎌倉後期に失われ始めていき、その流れの帰着として南北朝期には一所領を指示する語としての「国衙」の用法が定着するのである。

① 第一章注①文書。

② 第一章注⑦文書。

③ 国主得分の全てが修造料に宛てられたので、あるいは中央公事用途が「留国用途」として国衙に留められたとする考え方もあり得るかもしれない。しかし厳島社造国期のものも推定される年未詳六月二日安芸守某請文（『民経記』紙背文書、「録」補一一二三号）に「恒例臨時課役皆免候」とみえることからすると、その可能性は低いと思う。

また時代は降るが、東寺造国期の安芸国の国役は賀茂祭用途（二千疋）・新日吉小五月会乗合袴二腰・伊勢例幣という最小限の負担であり（正安三年八月一九日後宇多上皇院宣案、東寺百合文書と函、「録」二〇八四〇号）、二〇〇石にまで達するようなものではない。

④ 年月日未詳武蔵国衙下行米注文（断簡）（金沢文庫古文書、「録」一一二八九〇号）。これを含めた武蔵国衙関係の文書は石井進「金沢文庫

古文書にあらわれた鎌倉幕府下の武蔵国衙」（『石井進著作集 第四巻』岩波書店、二〇〇四年。初出は一九六五年）を参照。

⑤ 史料の制約から明確にはできないが、「留国官物」以外にも交分（付加税）等の国衙領収益が官人群の得分の一つとしてあった可能性も考えられると思う。

⑥ 那郷の公文は一一世紀後半にも確認できるが、一二世紀に国衙領が再編されることを考えると（第二章注④参照）、それを直接に鎌倉期に繋げることはできないと思う。

⑦ 年未詳卯月一日某書状（野坂文書、「県史Ⅲ」七二五頁）。

- ⑧ 安芸国の収納使には目代・有力在庁が就いていたこと(第二章注⑥参照)からこのように判断した。なおこうした官物結解の作法については、一二世紀半ばのものであるが、「郡司郷司加納田司等、先作結解テ付税所、税所付目代、…: 国司在京之時ハ加目代判テ下税所」(久安五年五月六日東大寺権上摩覚仁・伊賀国目代中原利宗問注記案、東大寺文書、『平』二六六四号)という伊賀国の事例が参考になろう。
- ⑨ 建治元年九月一〇日六波羅御教書(藤田精一氏旧蔵文書、『鎌』二〇一五号)、(正応二年六月)二四日某書状案(東寺百合文書乙函、『鎌』一六八八七号)、正安三年一月一日六波羅御教書案(『雲備郡中土筋若書出』所収、『粟史V』一四二八頁、乾元二年七月二六日六波羅御教書(藤田精一氏旧蔵文書、『鎌』二二五八六号)。また遠兼置文や天明五年七月田所家文書目録(『楓軒文書纂』所収田所家文書、『粟史IV』解説一七頁)の「下知状」の記載からも、鎌倉後期に田所氏が頻繁に六波羅への訴訟を行っていたことが窺える。
- ⑩ 永仁五年九月二日官官旨案(白河本東寺百合文書、『鎌』一九四四九号)。
- ⑪ 前掲上村論文・田沼論文・菅田論文。網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年。初出は一九七三年)四〇頁。
- ⑫ 吉井功兒「建武政権期の国司と守護」(近代芸芸社、一九九三年)一六六―九頁。
- ⑬ 建武元年三月日国司庁宣写(厳島野坂文書、『南』一八号)。(建武元年)七月二日国宣写(新出野坂文書、『南』四四号)。(建武元年)七月一七日目代施行状写(厳島野坂文書、『南』四六号)。
- ⑭ 建武三年三月八日桃井義盛預状案(長門毛利家文書・長門内藤家文書、『南』二八四・二八六号)。国衙領を郷司職という名目で預け置いているところに、後述するような公文職Ⅱ「国衙一円進止之地」とい
- う形での国衙領再編の様子を窺うことができると思う。
- ⑮ 暦応三年八月二〇日惟信書状写(新出野坂文書、『南』九八九号)。
- ⑯ 「大日本古文書 小早川文書之一」六一〇頁。
- ⑰ もちろんそれが正税・公事の請負という国主側との合意の上で成り立つものであったことはいままでもない。
- ⑱ 応安元年七月二日慶千代丸国衙所務職請文(東寺百合文書乙函、『南』三六二〇号)には半済地に對置して「所務为一円」という表現がみえる。「国衙職」「国衙方」「国衙分」とはそうした所務一円を属性とする所領であったと解される。
- ⑲ 東寺百合文書才函(『南』二九三七号)。
- ⑳ 東寺百合文書才函(『南』五〇九号)。
- ㉑ こうした動向はかたちこそ違うものの、在庁名からなる尾張国の「国衙一円進止之地」にも窺えるのではないかと考える。詳しくは別の機会に譲りたい。
- ㉒ この点で、地方寺社系の免田が「国衙一円進止之地」へ連なっていくとする菅田氏の理解には従えない。
- ㉓ 永仁二年三月二八日関東下知状案(御判物帖、『鎌』一八五二号)によると、神主家が神役難波の社領(桑原新庄以下四所)を直轄領化している。厳島社支配の変容については角重始(鎌倉・南北朝期厳島社支配の特質)〔史学研究〕一四七号、一九八〇年)参照。
- ㉔ 給免田体制の動揺と公文職の集積という有力在庁の動きは、こうした厳島社の動向になぞらえて理解することもできよう。
- ㉕ 一四世紀の安芸国では正和・元応・貞和に檢注が実施もしくは企図されていたことが確認できるが(『東宝記』第三弘法下、〔貞和四年〕後六月一日光厳上皇院宣、東寺百合文書乙函、『南』一七二二号)、当該期の国檢は檢注料物の徴収という点に主眼があり、国衙領を積極的に編成するような性質のものではない。よってこれをもってこの頃



に国衙による国衙領の再建や再編がなされたとはみることができないと思う。

② 多数の在庁連署を載せる正和二年三月一日周防国在庁官人等連署起請文案（阿弥陀寺文書、『鑑』二四八二〇号）や元応元年一月日常陸国在庁・供僧等申状（総社神社文書、『鑑』二七二九三号）があるように、鎌倉後期に直ちに在庁官人制が解体したとすることはできない。ただこれらがいずれも府中域の寺院や所領に関する問題である点にも注意したい。在庁官人と府中・府中寺社・祭祀等との関わりは歴史的に培われたものであり、その関係性は後々まで保たれるからで

## おわりに

本稿は、西国において幕府勢力が最も円滑に国衙機構に入り込み、守護による在庁機構の掌握に成功したとされる安芸国の史料を読み直すことを通じて、中世国衙とそれを支える在庁官人制の歴史的変容を考察したものである。その結論は以下の通りである。

まず守護と在庁機構の関係を考えるにあたり、公廨田割替論と在庁兄部職の内実について再検討した。その結果、公廨田割替は守護による国衙在庁機構の統制手段としては論じられないこと、在庁兄部職は国衙から遊離して本来の役割は形骸化し、また在庁兄部宗孝親と国衙の対立も度々みられたことを示した。守護が在庁兄部職を梃子にして制度的に国衙在庁機構を統率し、その行政機能を吸収していったという図式は、実のところ史料からは導けないのである。しかも守護は給免田・別符を押領することもあり、在庁官人制を擁護する姿勢は示していなかった。その点で国衙の行政的権能を前提に、それを吸収することで守護の領域的支配が確立していったとみることはできないと思う。

次に在庁官人制を歴史的に跡付けるために、在庁機構の主たる物的基盤であった国衙領の変容について検討した。一三

ある（なお、こうした点から井原今朝男「中世の国衙寺社体制と民衆統合儀礼」〔一宮研究会編「中世一宮制の歴史的展開」下〕岩田書院、二〇〇四年）は中世後期における国衙寺社体制の存続を主張する）。この時期在庁官人等の活動は府中域へと縮小・収斂していったのではなかろうか。因みに安芸国の田所氏は南北朝以降、地方行政官人としての性格は削ぎ落ちていき、厳島神職（府中上卿）を勤める府中の勢家として存続していくことになる。その後の田所氏については井上智勝「近世安芸府中の祭祀秩序と朝廷権威」〔芸備地方史研究〕二四五・二四六号、二〇〇五年、参照。

世紀中頃には国衙―「郷々公文」という機構的な形で国衙領支配体制が確認できたが、一三世紀後半には武家勢力のため国衙領は動揺していき、一四世紀には「国衙一円進止之地」へと縮小・再編された。ただしそれはもはや在庁官人制を支えるような性質は備えておらず、在庁官人制はその基盤の動揺によって一三世紀後半に解体の流れが決定的になり、それに支えられた国衙機能も大きく後退することになった。地方行政機構たる国衙の性質はかくしてその実質を失ったのである。

以上を踏まえて、最後に〈幕府による国衙機能の吸収〉という問題について触れておこう。まず私見を述べると、国衙の行政的権能を所与のものとするのは非歴史的であり、鎌倉後期には国衙機能が著しく後退する事実を認識すべきだと考<sup>①</sup>える。幕府による一国平均役の賦課・徴収への関与の背景に、国衙の行政執行能力の減退があったことを看過してはならないだろう。また近年の研究が指摘する御家人領の国家財政上での位置の高まりや、それに伴う荘園制再編の動き<sup>②</sup>も考慮するならば、〈幕府による国衙機能の吸収〉とは、それが政治戦略的な方向性をもった運動だったのではなく、如上の状況の中で「鎌倉幕府が中世国家運営の主導権を握った（あるいは握らざるを得なかつた）」<sup>③</sup>（傍点―筆者）ことの結果といえるのではなからうか。少なくとも幕府が当該期の国衙を吸収・克服すべき対象にしていたとは考え難いように思う。

もう一点、安芸国の一国平均役の事例について述べておこう。延慶三年（二二一〇）に志芳莊一方地頭の肥後政行・安芸遠政兩人が大嘗会米神部を語らって東寺領新勅旨田に乱入した<sup>④</sup>。ここで注意したいのは兩人の性格である。実は彼等は同じ頃に同じ組み合わせで両使としてもみえており、つまるところ彼等の活動は六波羅―使節という幕府の支配系に発するものと考えられるのである。幕府の西国支配の神経系統は必ずしも守護に収斂するわけではなかつた。その点でこの種の問題を総括するのに、朝廷の地方行政機構である国衙の権限が、幕府の地方支配官である守護の許に吸収・集積されていったと、二項対立的に、しかも権限移動論的な理解で行ったのではまずいのではなからうか。本稿は守護支配の展開に関する分析を全く欠くので軽々なことはいえないが、国衙公権の継承を過度に評価する議論は、実態に即して相対化して

いく必要もあるように思う。

- ① 前掲稲葉論文は鎌倉後期に公武権力が公田興行政策を進めたことを論じる。これは諸国の財政負担能力が著しく低下していた現実に対する措置であるが、その背景に国衙領の退転や国衙機能の減退があったことは間違いないだろう。
  - ② 高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」（『史学雑誌』第一〇五編一  
号、一九九六年）、清水亮「鎌倉幕府御家人役賦課制度の展開と中世  
国家」（『歴史学研究』七六〇号、二〇〇二年）、高橋一樹「荘園制の  
変質と公武権力」（『歴史学研究』七九四号、二〇〇四年）。また上杉  
和彦「国家的収取体制と鎌倉幕府」（『歴史学研究』六五七号、一九九  
四年）などの財政史研究も参照。
  - ③ 前掲清水論文一五頁。
  - ④ 応長元年六月日新勅旨田雑掌頼有申状案（東寺百合文書な函、「鎌  
一二四三三三三号」など。因みに志芳荘は賀茂郡に所在しており、新勅旨  
田とは距離的には離れている。
  - ⑤ 正安三年一月一日六波羅御教書案（『云備郡中士筋者書出』所収、  
『県史V』一四二八頁）。
  - ⑥ 上杉和彦「鎌倉期役夫工米の賦課と免除」（『史学雑誌』第一〇四編  
一〇号、一九九五年）では、丹波国大山荘の地頭中沢基員が「御使」  
として隣荘の宮田荘への大嘗会米催促に関与していた事実が指摘され  
ている。
- 〔付記〕 投稿後に、錦織勤「中世国衙領の支配構造」（吉川弘文館、二  
〇〇五年）が上梓された。本稿の考察に関わる指摘もなされているの  
で、併せて参照されたい。

The Dissolution of the *Zaichô-kanjin* 在庁官人 System  
in the Provincial Government Offices of Western Japan :  
A Re-examination of Historical Sources Related to  
the Provincial Government Office of the Province of Aki

by

KOHARA Yoshiaki

In this article, I examine the issues of medieval provincial government offices, *kokuga* 国衙, and *zaichô-kanjin* (local government personnel) who supported them through a re-examination of historical sources from the province of Aki, where *bakufu* power is thought to have been introduced most smoothly into the provincial government organization and the leadership and control over *zaichô-kanjin* by the *syugo* 守護 was successful. First, in regard to the relationship between the *syugo* and provincial government organization, I re-examine Ishii Susumu's theory of the redistribution of the fields devoted to the support of *zaichô-kanjin*, *kugaiden* 公廩田, and the reality of the rights of the director of the provincial office, *zaichô-konokôbe-shiki* 在庁兄部職. As a result I point out that the redistribution of *kugaiden* could not have been used as a method by the *syugo* to control the organization of provincial government, that by separating the *zaichô-konokôbe* from the *kokuga*, its original role became fossilized, and that the conflict between the *kokuga* and the *zaichô-konokôbe* Sou Takachika 宗孝親 was starkly visible.

The schema that shows the *syugo* employing the *zaichô-konokôbe-shiki* as leverage to systematically control the local organization of the provincial government and thus assume its functions cannot be deduced from historical sources.

I continue by marking the changes in the territory of the provincial government, *kokugaryô* 国衙領, which was the material base of the provincial government organization. I have confirmed that the *gôgô-kumon* 郷々公文 (clerical officials at the district level), was an organization that controlled provincial government territory in the *kokuga* of the mid-13<sup>th</sup> century. In the second half of the 13<sup>th</sup> century, the *kokugaryô* was shaken by the rise of warrior power, and by the 14<sup>th</sup> century it was reduced and re-organized into the *kokuga-ichien-shinshi-no-chi* 国衙一円進止之地 (territory entirely under the control of the *kokuga*).

However, *kokugaryô* no longer had the capacity to support the system of provincial

government organization. The *zaichō-kanjin* system was thus fated for liquidation in the latter half of the 13<sup>th</sup> century due to this disruption of its foundations and the functions of the *kokuga* which had been supported by this system declined greatly. The character of the *kokuga* as a regional administrative organization lost its reality in this manner. When considering the assumption of the functions of the *kokuga* by the *bakufu* 幕府 in Kamakura times, it is necessary to consider the background of the loss of administrative capacity by the *kokuga* and hesitate before over-estimating any decisive actions on the part of the *bakufu*.

La formazione e lo sviluppo della comunità di una «quasi-città» nell'Italia settentrionale nel Medioevo : Casale Monferrato e i suoi conflitti locali.

by

SATO Hitomi

Nell'Italia settentrionale del periodo rinascimentale, numerose potenti comunità non cittadine chiamate «quasi-città» fecero la loro comparsa come soggetti politici caratterizzatori dell'ordinamento degli stati territoriali. Ma il fatto che tali comunità uscirono cresciute dopo una lunga fase di conflitti intercittadini nell'Italia comunale, durante la quale si erano verificate non poche modifiche insediative, richiederebbe una considerazione sul processo di formazione e di sviluppo di esse per inquadrare meglio dal basso la formazione dello stato territoriale. In questo saggio viene esaminata la formazione e lo sviluppo della comunità di Casale Monferrato, con una particolare attenzione alla sua capacità di mantenimento dell'ordine e della pace locale, che si vide crescere intorno alla metà del Duecento dopo una serie di conflitti locali.

Gli statuti della comunità e diversi documenti delle negoziazioni con delle comunità limitrofe e dei signori, i marchesi di Monferrato e i Visconti, mostrano tale capacità sempre più rafforzata mediante la creazione di un adeguato organo comunitario. Allo sviluppo di tale capacità precedette il processo di ingrandimento insediativo-comunitario di Casale che avvenne dopo l'unione con un'altra comunità rurale adiacente, Paciliano, con cui però Casale era da tempo coinvolta in conflitto connesso a quelli intercittadini. La crescita di questa comunità non cittadina capace di mantenere la pace poteva essersi verificata come una risposta all'esigenza di creare l'ordine al livello locale.